

## ●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年5月2日

香川県監査委員	林	勲
同	大	西
同	香	川
同	高	城
	芳	宗
	文	幸

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
農業経営高等学校	平成28年1月12日
高松南高等学校	〃
香川東部養護学校	〃
三木高等学校	〃
高松桜井高等学校	平成28年1月15日
三本松高等学校	〃
香川西部養護学校	平成28年1月18日
観音寺第一高等学校	〃
多度津高等学校	〃
坂出高等学校	〃
五色台少年自然センター	平成28年1月19日
教育センター	〃
盲学校	〃
屋島少年自然の家	〃
高松商業高等学校	〃
志度高等学校	平成28年1月21日
高松北高等学校	〃
高松北中学校	〃
西部教育事務所	平成28年1月22日
善通寺第一高等学校	〃
埋蔵文化財センター	平成28年1月26日
高松養護学校	〃
飯山高等学校	平成28年1月27日
高松高等学校	〃
生涯学習・文化財課	平成28年2月8日
健康福利課	〃
人権・同和教育課	〃
保健体育課	平成28年2月12日

特別支援教育課	//
高校教育課	平成28年2月15日
義務教育課	//
総務課	//
坂出工業高等学校	平成28年3月25日
高松西高等学校	//
観音寺中央高等学校	//
高松工芸高等学校	//
小豆島高等学校	//
高瀬高等学校	//
笠田高等学校	//
土庄高等学校	//
丸亀高等学校	//
石田高等学校	//
津田高等学校	//
丸亀城西高等学校	//
琴平高等学校	//
三豊工業高等学校	//
坂出商業高等学校	//
香川中央高等学校	//
高松東高等学校	//
聾学校	//
香川丸亀養護学校	//
東部教育事務所（小豆分室）	//
香川中部養護学校	//
善通寺養護学校	//
図書館	//

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

###### ア 支出について

公用車の燃料代について、私費により支払をしているものがあった。同様の事案が生じないよう業務の執行体制を見直す必要がある。（香川中部養護学校）

##### (2) 指導注意事項

###### ア 収入について

(ア) 研修負担金について、徴収額の算定に誤りがあるものがあった。（教育センター）  
 (イ) 書き損じた現金領収書の無効の処理が十分でなかった。また、領収書の控えに誤って出納員の印を押印したものを無効処理していなかった。使用済領収書綴の表紙に年度、有効枚

数等の記載がされておらず、収支命令者の検印もなかった。 (屋島少年自然の家)

(ウ) 行政財産目的外使用許可に係る使用料のうち継続使用分については、会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要があるにもかかわらず、2か月以上徴収が遅れていた。

(総務課)

イ 支出について

物品購入代金、講師謝金等の支払について、前年度に指導したにもかかわらず、遅延しているものが散見された。また、請求書の日付とその受付日付がかい離しているものがあった。契約の相手方から請求があったときは、遅滞なく支払う必要がある。 (香川中部養護学校)

ウ 手当について

(ア) 部活動指導業務に係る特殊勤務手当について、支給額を誤っているものがあった。 (香川西部養護学校)

(イ) 高速道路利用に係る通勤手当について、週休日に誤って通勤手当を支給していた。 (屋島少年自然の家)

エ 旅費について

(ア) 県外旅費について、宿泊地も用務地として算出して支給しているものがあった。 (小豆島高等学校)

(イ) 県外旅費について、指定宿泊料の金額を誤って支給しているものがあった。 (石田高等学校)

オ 契約について

(ア) 工事請負契約の変更について、変更後の契約金額の算定を誤っているものがあった。 (観音寺第一高等学校)

(イ) 機械警備業務委託契約では、警備機器に係る費用負担等を明記するとともに、一般競争入札の実施に当たっては、業務実施に必要な準備期間を考慮した日程とすべきであった。 (坂出高等学校)

(ウ) 契約金額が50万円を超える委託業務について、予定価格調書を作成していないものがあった。 (教育センター)

(エ) 建設工事の指名競争入札においては、当該入札の参加資格を有する者の中から指名する必要がある。 (観音寺中央高等学校、高瀬高等学校、高松東高等学校)

(オ) 設計金額500万円以上の工事請負契約について履行保証等がないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。 (高松東高等学校)

カ 財産について

選挙用公営ポスター掲示場について、行政財産使用許可の手續がなされていなかった。 (観音寺第一高等学校)

キ その他

サーバーを更新するときにデータを誤って消去したため、その復旧に不測の経費を要していた。データ移行時には、あらかじめその手順を定めて適切に作業を行う必要がある。 (高瀬高等学校)

(3) 檢討指示事項

該当事項なし